

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援 特別給付金（ひとり親世帯以外分）のお知らせ

①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合20歳未満）を養育する父母等（令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）、②令和4年度住民税（均等割）が非課税の方または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方、①②の両方に当てはまる方（ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）に、「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」が支給されます。

『大切なお知らせ』記載の「支給対象者」に該当する方は、同封の「申請書（請求書）」等にご記入いただき、必要書類を添えて申請してください。

※詳細については、『大切なお知らせ』をよくお読みください。

※対象かどうか分からない場合は、多賀町役場「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」窓口（福祉保健課）にお聞きください。

※対象の方は、必ず申請受付期間内に申請してください。

申請方法

下記の必要書類を全て揃えて提出してください。

必 要 書 類	備 考
<input type="checkbox"/> 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書（請求書）（様式第3号）	必要事項に記入してください。
<input type="checkbox"/> 申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）	運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）。
<input type="checkbox"/> 受取口座を確認できる書類の写し（コピー）	通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人が確認できる部分の写し（コピー）。
<input type="checkbox"/> 簡易な収入（所得）見込額の申立書【家計急変者】（様式第4号）	必要事項に記入してください。
<input type="checkbox"/> 収入（所得）見込額がわかる書類【申請者・配偶者等分】	年間収入見込額が非課税相当収入限度額より低いことがわかる書類（給与明細書等の収入額が分かる書類、年金決定通知書等の支給額がわかる書類）

□申立書（様式自由）	収入が0円の場合、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求め場合があります。
------------	---

申請受付期間

令和4年9月1日（木）～令和5年2月28日（火）

提出先

多賀町役場 福祉保健課

備考

- ・ 郵送で提出される場合は、必要書類のコピー代や提出時の郵送料等は自己負担となります。
- ・ 簡易な収入（所得）見込額の申立書には、同月分の収入（所得）見込額を記入してください。
- ・ 提出書類に不備等がある場合は、受付できません。
- ・ 本給付金は、全国一律の制度です。
- ・ ご不明な点は、下記のお問い合わせ先までお電話ください。

○お問い合わせ先

- ・ 多賀町役場 福祉保健課
子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）担当
〒522-0341
滋賀県犬上郡多賀町大字多賀221番地1
多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」内
電話：0749-48-8115 有線：2-2021
(平日9:00~17:00)
- ・ 厚生労働省 コールセンター
電話：0120-400-903 (平日9:00~18:00)